

# ❀マイナンバーカードの特急発行が出来るようになりました❀

## 特急発行とは？

現在、申請から交付まで1か月程度の期間を要しています。

特に速やかな交付が必要となる方を対象に、1週間を目処に交付する制度のことです。

対象者	申請できる期間
・乳児（1歳未満） 令和6年12月2日以降、1歳未満のマイナンバーカードは顔写真が省略されます。	1歳になるまで（出生届と併せて申請可能です）
・国外からの転入者	転入届を提出した日から30日以内
・カードを紛失した方	紛失届を提出した日から30日以内
・届出によって住民票に記載された中長期在留者等	届出をした日から30日以内
・マイナンバーや住民票コードの変更によりカードを失効した方	変更の請求をした日から30日以内または職権によるマイナンバーの変更により、カードの返納を求める旨の通知が届いた日から30日以内
・焼失・損傷・磁気不良などカードの機能が失われた方	焼失・損傷した日から30日以内 マイナンバーカードの機能が損なわれた日から30日以内
・マイナンバーカードの追記欄満欄の方	追記欄満欄を理由に手続きできなかった日から30日以内
・転入や出生以外の理由（無戸籍等）新たに住民票に記載された方	本人確認書類を入手した日から30日以内
・刑事施設等に収容されていた方	本人確認書類を入手した日から30日以内

## 特急発行をご利用可能な方

・上記の対象に該当する方で、様子町に住民登録がある方。

**【本人申請のみ】 代理人による手続きはできません。**

※15歳未満の方は、本人と親権者（父または母）が必ず一緒にお越しください。

## 申請に必要なもの

・本人確認書類

顔写真があるものは1点（運転免許証・パスポート・在留カード・身体障害者手帳など）

顔写真が無いものは2点（健康保険証・資格確認証・介護保険被保険者証・年金手帳・預金通帳など）

なお、カード申請時に窓口で撮影可能です。（写真の持込も可能です）

## 申請方法

申請を希望される方は、税務町民課 戸籍係窓口へお越しください。（電話での申請不可。）

## 特急発行の手数料

紛失・自己責任によるカードの破損などの事情で特急発行を行う場合、手数料2,000円をいただきます。手数料は申請時に徴収し、その後カードが発見された場合も返金することはできません。

なお、特急発行ではなく通常の再申請の場合、手数料1,000円です。

その他の事情の場合は手数料のお支払いは不要です。